

第42回 会員事業所

健康診断のご案内

倉敷商工会議所は、会員事業所の皆様の健康管理・福祉向上に役立てていただこうと、毎年健康診断を実施しております。この機会に、是非受診されますようご案内申し上げます。

特 色

- * 短時間で受診できます。
- * 生命共済制度加入者は割引料金になります。(未加入の方は、加入をご検討ください。)

健康診断日

10月5日(水)・6日(木)・7日(金) … 午前中

健康診断場所

新 倉敷商工会館 (10月5日・6日・7日)
水島第一病院 (10月7日)

健康診断料

区 分	Aコース (胃検診なし)	Bコース (ペプシノゲン検査含)
会員事業所料金	9,500円	12,500円
共済加入者料金	7,000円	9,000円

★胃レントゲン検査はありませんのでご注意ください。

健康診断項目

内科問診、身長、体重、腹囲、視力、聴力、血圧測定、肝機能・脂質等血液検査、尿検査、心電図、胸部レントゲン検査、(Bコースのみ) ペプシノゲン検査

◎ペプシノゲン検査……血液検査で胃粘膜の状態を知ることにより異常を発見するものです。

健康診断機関

倉敷成人病健診センター 倉敷市白楽町 2 8 2 TEL (086) 427-3333
水島第一病院 倉敷市神田 2-3-33 TEL (086) 444-5333

申込期限

9月2日(金) 17時迄 定員 270名(定員に達し次第、締切らせていただきます。)



受診者にはBarcos café (新倉敷商工会館1階) のドリンクチケットをお渡しいたします。
健康診断終了後にご利用下さい。(テイクアウトも可能です。)

新会館グランドオープン記念!

新型コロナウイルス感染防止対策を行います

受診日の10日間以内に新型コロナウイルスに感染または感染者の濃厚接触者となった場合は、受診をお断りさせていただきます。(当日の体温が37.5度以上の場合は連絡をお願いします。)

お申込みは QR コードもしくは当所ホームページから

QRコードからお申込み

右のQRコードを読み込んで
フォームからお申込みください。



ホームページからお申込み

倉敷商工会議所



※受診者が複数名いる場合は、ホームページにあるExcelファイルでの申込みもできます。

お申込みから 受診までの流れ

上記方法による申込み ⇨ メールにて受診料等をお知らせ
⇨ 当所振込確認 ⇨ 受診票・問診票を事業所へ郵送 ⇨ 当日受診
(⇨オプション申込みのある事業所は後日病院より請求のお知らせ有)

※受診希望日時は①ネット申込、②共済加入者を優先させていただきます。

お問合せ先

倉敷商工会議所
共済担当

倉敷市白楽町249-5
TEL.(086)476-1005 FAX.(086)426-6911
MAIL.soudan@kura-cci.or.jp



倉敷商工会議所
地域と協働する商工会議所を
目指しています。

優良商工従業員表彰について

倉敷商工会議所

会員事業所永年勤続優良商工従業員表彰を下記により行いますので、該当者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 推薦対象事業所

倉敷商工会議所の会員であり、会員歴が3年以上の事業所であること。

2. 被推薦者数

1 事業所

- ・従業員数50名未満…………… 1 名
- ・従業員数50名～99名…………… 2 名以内
- ・従業員数100名以上…………… 3 名以内

(ただし、満30年以上の勤続者については別に1事業所2名まで推薦できます。)

3. 表彰の要件

下記表彰規程(抜粋)に該当する方で、これまでに表彰されたことのない方。

ただし(3)または(4)に該当する方は再推薦することができます。また(3)に該当する方には、日本商工会議所会頭ならびに倉敷市長表彰があります。

表彰規程(抜粋)

9月1日現在、当所会員事業所に勤務し、次の各項のいずれかに該当するものであって事業所代表者の推薦に基づき審査委員会で選考のうえ、常議員会において決定する。

- (1) 満10年以上勤続し、勤務成績優秀にして他の模範に値するもの
- (2) 機械器具などを発明、考案または改良し、企業の発展あるいは産業の振興に寄与貢献したもの
- (3) 勤続30年以上で勤務成績優秀なもの
- (4) 前各項のほか特に功労顕著なもの

4. 推薦書受付期限

令和4年9月30日(金)

当所ホームページよりお申し込みください。

※窓口への来所はご遠慮願います。

ネット申込が困難な場合は、別の方法をご案内しますので、ご用命ください。

5. 表彰

申込者には11月上旬に改めて詳細をご案内いたしますが、新型コロナウイルス感染状況等により来場制限を設ける可能性もありますので、ご承知おきください。

6. お問い合わせ先

倉敷商工会議所

TEL (086) 424-2111

URL <http://www.kura-cci.or.jp/>

お申し込みは
こちらから！



インボイス制度導入により事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者向け

第3回

インボイス制度 対策セミナー

参加
無料

課税事業者だけでなく、事業者と取引している
(領収書を発行している) 免税事業者もご確認ください！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには事前の登録が必要となります。本セミナーではインボイス制度の概要や対応方法などを分かりやすく解説いたします。

日 時

令和4年9月26日月 14:00 ~ 16:00

場 所

倉敷国際ホテル 桜花の間（倉敷市中央1丁目1-44）

※新型コロナの感染拡大状況によっては、オンライン開催になる場合がございます。

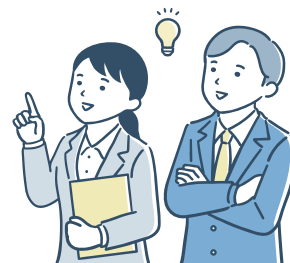
対 象

中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）

講座内容

二人の税理士による Q&A 方式の解説

- ①インボイス制度とは
- ②インボイス制度に関係する事業者とは
- ③自社や取引先が免税事業者の場合の対応
- ④インボイス制度で請求書等の様式が変わる
- ⑤インボイス制度導入のスケジュールと適格請求書発行事業者の登録方法



講 師

税理士法人 おかやま創研 倉敷中央オフィス 税理士 内海 隆行 氏

税理士法人 リアライズ 税理士 藤原 由卓 氏

定 員

50名(先着順) ※今年度は複数回の開催を予定していますので、定員を超えた場合は次回ご参加ください。

参加費

無料

申し込みフォーム

お申込方法

右下のQRコードもしくは
ホームページよりお申し込みください。

倉敷商工会議所

検索



申込受付期間

令和4年9月1日(木) ~ 9月16日(金) 17時まで

問合せ先

倉敷商工会議所 中小企業相談所（山磨・末澤）
TEL (086) 476-1005 / FAX (086) 426-6911
E-mail : soudan@kura-cci.or.jp

協 力

倉敷青色申告会、倉敷間税会、(公社) 倉敷法人会、玉島信用金庫、TKC岡山県支部

倉敷商工会議所
地域と協働する商工会議所を
目指しています。

人材育成セミナー &個別相談会

——時代変化に求められる若手社員の育成とは——

令和4年

9月13日(火)

10:00~11:30

個別相談会 11:30~12:30

参加無料

先着20名

(定員になり次第締め切ります)



「若手人材の育成」と「育てる風土づくりに求められる組織開発のありかた」について近年の若者（Z世代）の傾向を理解し、具体的な若手社員育成の手法と管理職の関わり方を知り、育てる風土づくりに必要なポイントを解説します。

講演内容

- ・Z世代の思考について
- ・キャリアの考え方
- ・若手人材の育成に必要なポイントとは？
- ・育てる風土づくりのポイント など

会場

倉敷商工会館 7階 第4・5会議室（倉敷市白楽町249-5）
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンライン開催になる場合があります。

対象

中小・小規模事業者の管理職、人事労務担当者等

申込締切

令和4年9月5日（月）17時まで

講師

株式会社マイナビ
教育研修事業部 教育研修西日本企画部
樋口 友美氏



申込方法

当所ホームページまたは
QRコードよりお申し込みください。

<http://www.kura-cci.or.jp/>



【問い合わせ先】倉敷商工会議所 中小企業相談所 TEL（086）476-1005

※個人情報を当セミナーの連絡以外に利用したり、第三者に提供することは一切ありません。
※ご記入いただいた情報は商工会議所で責任を持って管理します。これらの情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用し、他の目的には使用しません。

健康経営とストレス対策！

相談
無料

メンタルヘルス個別相談会のご案内

昨今、働く人のメンタルヘルスへの関心が高まっています。こころの健康づくりが注目されており、特に新型コロナウイルス感染症によるストレス・精神障がい（うつ病など）・自殺など幅広い対策を組織として実施する事が求められています。

倉敷商工会議所では、経営者や従業員等を対象に無料で専門家による個別相談会を実施いたします。この機会に是非ご活用いただき、健康経営にお役立てください。

また、前巻7月号巻末チラシのコラムも是非ご覧ください。

日 時	第1回 令和4年 9月13日(火) 11:00～17:00
	第2回 令和4年 10月18日(火) 11:00～17:00
	第3回 令和5年 1月18日(水) 11:00～17:00
会 場	倉敷商工会館 3階 第2・3会議室
定 員	1事業者55分 1日5者限定
対 象	企業等の経営者・労務管理者・従業員等
申込締切	定数に達し次第締切

※お申し込み頂いた方と希望の日時、オンラインでの実施等を調整させていただきます。

※相談の内容は秘密を厳守いたします。

相談員



秋山 幸子氏 株式会社 総合心理研究所 代表取締役

「メンタル経営」をキーワードに、企業の人事労務や人材育成から各種ハラスメント問題、シビアなケースへの対応まで、経験豊富なカウンセラーによる丁寧なサポートを行っています。

- (一社)日本産業カウンセラー協会認定 産業カウンセラー
- 一般社団法人 日本栄養睡眠改善協会 顧問
- PMT(Personal Management Training) メンタルトレーナー
- 公認心理師

お申し込み・お問い合わせ先

倉敷商工会議所 医療・福祉部会 (担当:相川・中村) 〒710-8585 倉敷市白楽町249-5 (2階)
TEL (086)424-2111 FAX (086)426-6911 E-MAIL soudan@kura-cci.or.jp



倉敷商工会議所
地域と協働する商工会議所を
目指しています。

「メンタルヘルス個別相談会」申込書

倉敷商工会議所 医療・福祉部会 (FAX 086-426-6911) 宛

令和 年 月 日

事業所名		オンライン希望	有 ・ 無
所在地		電話番号	
相談者役職・氏名		E-mail	
希望日	☐ 令和4年9月13日(火) ☐ 令和4年10月18日(火) ☐ 令和5年1月18日(水)		
希望時間	☐ 11:00～11:55 ☐ 13:00～13:55 ☐ 14:00～14:55 ☐ 15:00～15:55 ☐ 16:00～16:55 ※候補日時は複数を選択可（先着順）です。時間調整の後、ご連絡致します。		
相談内容	(例: ハラスメントについて／メンタルチェックを受けたい／社員のことで相談したい／解決したい問題がある等)		

※ご記入いただいた情報は商工会議所で責任をもって管理します。これらの情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用し、他の目的には使用しません。

中小企業大学校広島校 サテライト・ゼミin倉敷

チームと仕事を動かせる人材を目指して
新任管理者研修

〔岡山県倉敷市開催〕

研修のねらい

企業を取り巻く経営環境が著しく変化している昨今、組織の中核を担う管理者の役割は益々重要なものとなります。それは単にトップと現場との橋渡し役ということにとどまらず、管理者には組織的かつ効率的な事業展開を推進する責任者という位置付けも期待され、その果たすべき責任は極めて大きいといえます。

本研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ（目標）を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

研修期間

2022年 10/19(水)～21(金)

(3日間、20時間)

対象者

管理者、新任管理者 等

定員 20名

受講料 32,000円(税込)

会場

倉敷商工会館
7階第4・5会議室

岡山県倉敷市白楽町249-5

受講者の声

- ・人と接する仕事をしているので、聞く力と質問の力を学べたのはとても良かったです。
- ・新人や部下への指導方法や、問題解決のプロセスが分かりました。

研修のポイント

- ✓ 管理者として求められる役割と能力について、理解し、マネジメントスキルを実践的に学びます。
- ✓ 部下とのコミュニケーションを深め、能力を引き出すなど、組織活性化のためのスキルを身につけます。
- ✓ 自らのリーダーシップの目標を実現するためのアクションプランを策定します。

月日	時間	科目	内容
10/19 水	9:05～ 9:15	開講式・オリエンテーション	
	9:15～12:15	管理者に求められる役割と能力	管理者は自身の立場や役割を認識した上で、企業から求められている管理者の役割と能力について学びます。 ・忙しい仕事を取り巻く環境の変化を理解する ・モノと情報の整理整頓でシンプルに考える ・管理者の3つのスキルを身につける (コミュニケーションスキル、時間管理スキル、問題解決スキル)
	13:15～17:15	リーダーシップとコミュニケーション	リーダーシップを発揮するためには、部下との信頼関係の構築を進めていくことが重要となります。そのため、職場における部下との円滑な「コミュニケーション」のポイントについて演習を通じて学びます。 ・ペア演習：コミュニケーションの基本スキル（傾聴と質問のスキル） ・グループ演習：図解で説得する！△○□のロジカルコミュニケーションの実践スキル ・ペア演習：自分を知り相手を理解することでコミュニケーションを磨く心理学を演習で学ぶ
10/20 木	9:15～14:15 (昼休憩 12:15～13:15)	人材育成の考え方と部下の指導・育成方法	“組織”と“ヒト”を活性化させ、成長させる部下への指導方法・部下育成の進め方について学びます。 ・「作業の知識があっても作業が出来ない部下」と「作業は出来るけど技術を教えられない先輩」 ・知識と技術と技能の違い ・形式知と暗黙知、暗黙知の見える化 1枚の絵「お父さんに日曜日」 ・グループ演習：図解化で学ぶ作業分解の実践スキル ・事例演習：匠のスキルを見て盗む（見て盗むための盗みのスキル） ・形式知は作業手順書で理解させ、暗黙知はOJTで実践し質問する
	14:15～17:15	問題解決の基本	問題の本質、問題発見から問題解決までのプロセス（基本）を学びます。また、論理的思考法を中心に、職場で発生する問題の対処方法について学びます。 ・コーチングスキルで部下・後輩の問題を明確にする ・トヨタ8ステップの問題表現と改善課題の設定の極意 ・個人演習とグループ討議：仕事の問題表現と△図解で論点整理 ・会議やミーティングでの発言のさせ方（司会進行スキル） ・質疑応答の進め方 ・議論をまとめるPREP法とIRAC法
	9:15～12:15		
10/21 金	13:15～16:15	自身のリーダーシップを考える	客観的に自分の考え方、行動の傾向を分析し、自身のリーダーシップスタイルを把握します。その上で、自身に相応しいリーダーシップ（目標）を設定し、実現に向けた「アクションプラン」を作成します。 ・3日間の研修のまとめ（受講報告の論点整理）演習：受講論点のマップ作成 ・個人演習：職場活性化の実践計画作成 ・グループ討議：実践に向けた行動計画の策定をメンバーが支援する（グループコーチング）
	16:15～16:25	終講式	修了証書の交付

※ カリキュラムは都合により変更する場合がありますので予めご了承ください。

講師紹介（敬称略）



株式会社創研 代表取締役 中小企業診断士

西原 裕（にしはら ゆたか）

1991年宮崎産業経営大学経営学部卒業。中小企業診断士の資格取得後、中小企業総合事業団大学校事務局にて3年間の客員研究員、産業能率大学の委嘱講師など経験。1991年株式会社創研入社。経営企画室室長を経て2000年8月に代表取締役となる。再生協議会のメンバーとして、企業再生事業に参画、現場の視点で、実践的な具体的な再生計画を提言。鉄道会社・ホテルチェーン・光学機器メーカー・地方自治体などの大手企業から新規創業支援まで幅広い領域の支援要請が多い。公的機関の診断、経営革新指導、セミナー講師など多数経験。特に、セミナー・研修では、受講者を参画させる「聴き手を巻き込む」手法では、企業・役所から高い評価を得ている。

●「サテライト・ゼミ」お申込み方法

下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送で右記あてにお送りください。
ホームページ（<https://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/>）からもお申し込みできます。
※お申し込みは先着順とさせていただきます。

●受講決定と受講料の納入

開講日の約1カ月前から当校より貴社の事務連絡担当者様あてに「受講受入決定通知書」
「受講料振込用紙」などを送付いたします。
受講料は記載された指定期日までにお振込みください。
※振込手数料はご負担ください。
※納入後の受講料は、キャンセルされる場合でも一部または全額を申し受けますので、
予めご了承ください。

●研修会場へのアクセス

倉敷商工会館
岡山県倉敷市白楽町249-5
TEL：086-424-2111

（お車で越しの場合）
無料駐車場あり

（JRで越しの場合）
・倉敷駅から徒歩約20分、車で5分
・倉敷駅前バス乗り場より「倉敷成人病センター」又は「商工会館前」下車、すぐ

〈申込先・問い合わせ先〉
中小企業大学校 広島校
〒733-0834
広島県広島市西区草津新町1-21-5
TEL：082-278-4955
FAX：082-278-7201



◎受講申込書〔No.22-70 新任管理者研修（サテライト・ゼミin倉敷）〕

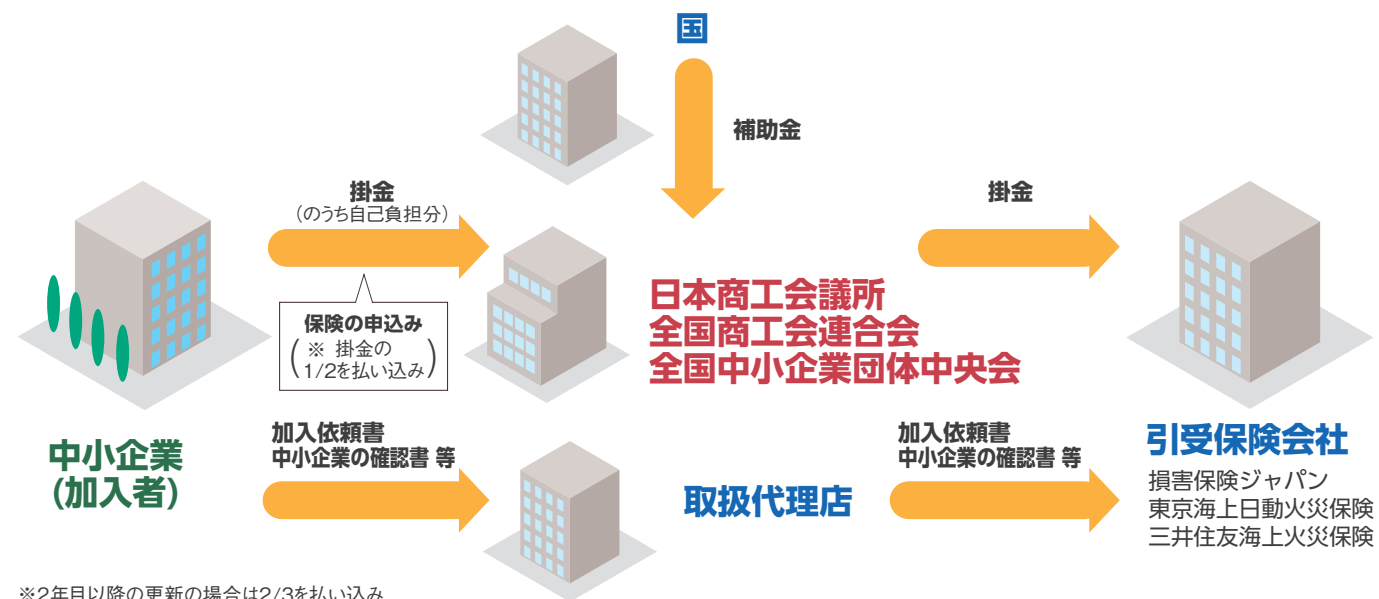
中小企業大学校 広島校 宛 申込日 年 月 日

ふりがな 企業名				代表者名 (役職)			
所在地	〒 ー			TEL	() ー		
				FAX	() ー		
業種	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	資本金	千円	従業員数	人
	G 情報通信業	H 運輸業	I 卸売業	創業	(西暦) 年 月		
	I 小売業	J 金融業・保険業	K 不動産業・物品賃貸業	貴社の 事務連絡 担当者	Eメール		
	M 宿泊業・飲食サービス業	R サービス業	今後、当校のメールマガジンをお送りしてよろしいですか？ □はい □いいえ				
取扱品目	その他 ()			所属・役職			
				ふりがな			
				氏名			
この研修をどの ようにして知り ましたか？							
①研修ガイド ②チラシ ③ホームページ ④Web広告・SNS ⑤メールマガジン ⑥他社からの紹介・口コミ ⑦自治体・商工団体 ⑧金融機関 ⑨新聞・雑誌・ラジオ・街頭広告 ⑩中小機構職員の訪問・電話 ⑪セミナー・イベント ⑫その他 ()							
受講者 (1)	ふりがな			年齢	歳	性別	男・女
	氏名			緊急連絡先 (ご自宅等)	TEL () ー		
	所属部署			役職 (該当区分に○)	(代表者・役員・管理者・管理者候補等)		
受講者 (2)	ふりがな			年齢	歳	性別	男・女
	氏名			緊急連絡先 (ご自宅等)	TEL () ー		
	所属部署			役職 (該当区分に○)	(代表者・役員・管理者・管理者候補等)		

当社（当機関）は、暴力団等の反社会的な勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意志がないことを確約します。
また、反社会的勢力に該当し、もしくは暴力的な要求行為等に該当する行為をしたことが判明した場合には、研修の受講を中止されても異議申し立てを行いません。

〈受講申込における個人情報の保護について〉この「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で共有させていただき、今後の研修のご案内（パンフレット等の発送）及び研修の改良や新しいサービスの開発（研修ニーズ調査・評価アンケート）等の目的で利用させていただく場合があります。また、研修実施にあたり、講師に個人情報を通知する場合がありますが、より効果的な研修にすることを目的に行うものです。「個人情報」につきまして、ご質問がございましたら、中小企業大学校までお寄せくださいますようお願いいたします。

保険料補助制度の仕組み



※2年目以降の更新の場合は2/3を払い込み

お問い合わせ先

補助事業全般について	特許庁 総務部 普及支援課 TEL: 03-3581-1101 (代表) 内線 2145 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html	
保険制度について	日本商工会議所 総務部 TEL: 03-3283-7832 ●商工会議所会員向け 保険制度HP 下記URLより、パンフレットのダウンロード、お近くの営業店舗・保険代理店の検索ができます。 https://hoken.jcci.or.jp/intellectual-asset	
	全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課 TEL: 03-6206-6264 ●商工会会員向け 保険制度HP 下記URLより、パンフレットのダウンロードができます。 https://www.shokokai.or.jp/?page_id=3744	
	全国中小企業団体中央会 特命担当(保険) TEL: 03-3523-4904 ●中央会会員向け 保険制度HP 下記URLより、パンフレットのダウンロードができます。 https://www.chuokai.or.jp/archive/insu/chizai-insu_about.htm	
引受保険会社	このご案内は概要を説明したものです。保険料や保険加入等詳しい内容については引受保険会社のパンフレットをご覧ください。 詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。	
	●損害保険ジャパン株式会社 https://www.sompo-japan.co.jp/tenpo/e/	
	●東京海上日動火災保険株式会社 https://map.tokiomarine-nichido.co.jp/search/office/pc/top.php	
取扱代理店	●三井住友海上火災保険株式会社 https://www.e-map.ne.jp/asp/msins01/index.htm?p_f1=1	

中小企業の皆さまへ

安心も海をわたります。

海外での知的財産権訴訟リスクは、
年々増加傾向にあります。
不安を海外展開の重荷にしないために。
ビジネスといっしょに、
安心もお供します。

特許庁 補助金事業

海外知財訴訟費用保険制度

知的財産権訴訟費用保険

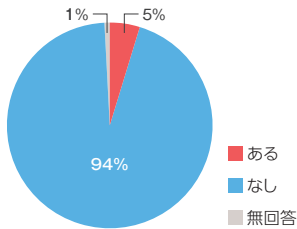
日本商工会議所/全国商工会連合会/全国中小企業団体中央会



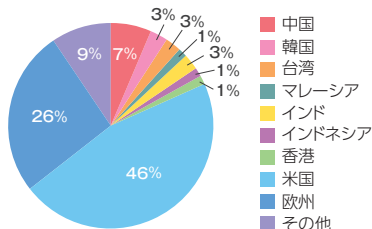
海外の現地企業から、**警告状が届いたり、訴えられた**という企業は少なくありません。

海外の企業から権利侵害をしていると指摘された経験と国・地域

● 海外の企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験（企業回答数 1,611社）

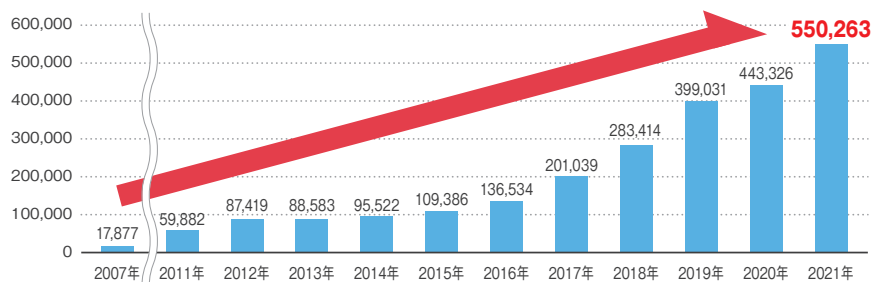


● 権利侵害をしていると指摘を受けた国・地域



出典：「令和3年度 中小企業の海外知的財産活動支援のための分析・発信に関する調査報告書」から加工・作成（特許庁）

中国における知的財産訴訟件数の推移



出典：中国法院知识产权司法保护状况（2021年）

- 外国出願を行っている中小企業への調査によれば中国での知的財産訴訟件数は年々**増加傾向**
- さらに、指摘を受けた国・地域のうち、アジアは**18%**、米国は**46%**、欧州は**26%**となっている

- 中国での知的財産訴訟件数は10年間で**約10倍!**
- 日本の中小企業が知的財産権侵害を理由とする係争に巻き込まれるリスクも高まっています
- このような係争に対応できず、**事業撤退や会社の存続危機**に追い込まれる可能性もあります



「うちの会社は大丈夫」と思っていないですか？

まずは**チェックリスト**にチェックをつけてみてください。あなたの会社は大丈夫ですか？

ビジネスの場面（進出形態）		知的財産トラブルにつながる出来事	チェック
進出前	引き合いがくる	不用意に情報（サンプルや図面等）を相手に渡してしまったために、先に出願されてしまった。	☐
		注文書を前提とした引き合いがあり、製造プロセス証明のため工場見学の要求に応じたところ、相手方が自社工場内のノウハウを自国で出願した。	☐
	営業にゆく	展示会で、情報を不用意に展示してしまった。	☐
		新規開発した技術やデザインを使った製品を展示会で展示した。	☐
	下請けとしてついてゆく	展示会で展示した製品、名刺やパンフレットに使った社名や製品名が他者の知的財産権を侵害していた。	☐
		製造可否のテストのため、サンプルの製造を依頼された。	☐
進出判断時	うる	納入先に求められ、現地での販売や生産を開始した。	☐
		海外で販売する商品について、販売国で知的財産を権利化しなかった。	☐
		海外で販売する製品の部品に関して知的財産を権利化しなかった。	☐
		現地で販売される製品のデザインについて、意匠権を取得していなかった。	☐
	つくる	中国本土以外での中国語圏でビジネスをしていたら、中国本土で商標を先駆け登録された。	☐
		技術指導を通じて自社ノウハウが漏れた。	☐
		OEM先に供給した部品や貸与設備から、ノウハウが漏れた。	☐
		現地子会社で開発された技術の権利を日本企業に帰属できない。	☐
	むすぶ	現地子会社と知的財産に関する契約を定めていなかった。	☐
		他国への移転に伴い、現地子会社の知的財産の管理が困難になった。	☐
		締結したライセンス契約に条項の不備があり、権利関係等に問題が生じてしまう。	☐
		ライセンスした権利に問題があり、他人の権利を侵害してしまう。	☐
	むすぶ	共同研究開発契約に条項の不備があり、権利関係等に問題が生じてしまう・営業秘密が漏洩してしまう。	☐
		外国企業と合併会社を設立したところ、①重要技術の流出、②自社製品の評判の悪化等が生じた。	☐

出典：「中小企業向け海外知財訴訟リスク対策マニュアル」より抜粋（特許庁）



チェック結果はいかがでしたか？

今回のチェック項目で ☒ がついた方は知財リスクに備えて**海外知財訴訟保険**をご検討ください。

保険制度の概要

海外での現地企業による出願件数の増加等に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。特許庁では、中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補償する海外知財訴訟費用保険制度を平成28年7月に創設しました。中小企業が本保険に加入する場合、**保険料の1/2**（2年目以降の場合は、保険料の1/3）が国から補助されます。

補償の対象となる地域

以下の①または②のいずれかからお選びください。

①アジア全域（日本、北朝鮮を除きます。）（注）

②全世界（日本、北朝鮮を除きます。）

（注）「アジア」の定義は、外務省ホームページの「地域別インデックス（アジア）」に準拠します。

保険金をお支払いする主な場合

貴社の業務遂行に起因して、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として、貴社がその第三者から損害賠償請求等の訴訟の提起または仲裁の申し立てを受けた場合に、それ以降に貴社が負担した必要かつ有益な費用について保険金をお支払いします。

（注）この保険では損害賠償金はお支払い対象外です。

お支払いする主な保険金

対象となる訴訟に関する次の費用について保険金をお支払いします。ただし、引受保険会社はその支出について事前に承認したものに限りします。

①弁護士報酬 ②鑑定費用 ③その他の費用

〈次の費用については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。〉

①損害賠償金（判決金額、和解金、解決金、懲罰的賠償金など）およびこれらに準ずるもの

②不当利得返還金、実施料およびこれらに準ずるもの

③罰金、過料およびこれらに準ずるもの

④損害賠償・差し止め・信用回復措置または不当利得返還を履行するための費用

⑤権利者が支払うべき費用

⑥貴社または貴社役職員の報酬・賞与・給料・手当およびこれらに準ずる費用

⑦貴社または貴社の法務担当者等が本来業務の一環として行った訴訟等への対応に付随して要した費用（交通費、宿泊費等）

ただし、訴訟等の対応に常時従事している者が証人となった場合を除きます。

⑧通訳費用・翻訳費用のうち、法令・仲裁規則・裁判所の命令または仲裁人の決定によって必要となったもの以外の費用

⑨その他知的財産権侵害に関係のない費用

補助率・補助の対象・要件

保険料の**1/2**が補助されます（2年目以降の更新の場合は、保険料の1/3）

補助を受けるためには、以下①、②の両方の要件を満たす必要があります。

①商工会議所、商工会、全国中央会の会員企業

②下表のとおり中小企業基本法に定められている中小企業者かつ、みなし大企業（※）でない場合

業種	資本金	または	従業員数
製造業その他	3億円以下	または	300人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
小売業	5,000万円以下	または	50人以下

（※）「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者とします。

①発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

②発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等

③大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

④資本金または出資の総額が5億円以上の法人に100%の株式を保有される中小企業者等

⑤確定している（申告済みの）直近過去3年分の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

(公財) 日本電信電話ユーザ協会岡山支部・倉敷商工会議所 共催

倉敷ICTセミナー

— [Zoom]にてライブ配信 —

受講
無料!

※聴講型のため、ご参加者様同士の音声通話・カメラ映像の公開はありません。

中小・小規模企業が 直面するネットリスク ～すぐに対策できること、すべきこと～

2022年9月21日(水) 15:00～16:30 (入室14:30～)

企業は常にネットリスクに晒されています。そして、「炎上」するリスクはネットやSNSを使っていない企業にも起こりえます。ネットに書かれた御社の評判を把握したり、御社名でネット検索（エグサーチ）し、どのようなことが書かれているか確認したことはありますか？従業員へのSNS教育はされていますか？ネット投稿に関する誓約書は交わしていますか？御社ではパスワードの使いまわしをしていませんか？

全てがネットにつながる今、企業としてこれらのリスクにどう対応すればよいか、具体例を踏まえながらわかりやすくお話しします。



講師 国際大学GLOCOM客員研究員 **おぎそ けん 氏**
小木曾 健 氏

1973年生まれ、埼玉県出身。講演や書籍、メディア出演などを通じて「ネットで絶対に失敗しない方法」を伝えている。全国の企業・学校で40万人、2000回以上の講演実績。近年は総務省等の有識者会議にも参加。著書は「炎上しても大丈夫！今日から使える企業のSNS危機管理マニュアル」（晶文社）、「ネットで勝つ情報リテラシー」（筑摩書房）ほか多数

申込締切日

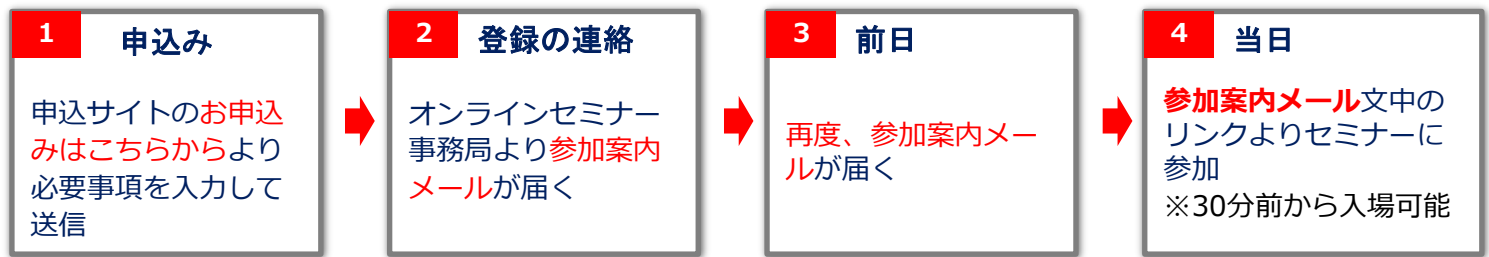
2022年**9月13日(火)** ※定員100名様

申込方法

右のQRコード、もしくは以下のURLよりお申込みください
<https://rod-m.com/220921/7680.html>



オンラインセミナーへの申込みから当日の参加までの流れ



※メールアドレスは、お間違いのないようご入力ください。

※登録フォームは(公財)日本電信電話ユーザ協会が委託する運営会社へ送信されます。

スマートフォンやタブレットでのご参加も可能です



スマートフォン、タブレットでご参加の方は、事前に「ZOOM Cloud Meetings」のアプリをダウンロードして下さい。

iPhoneの場合は「App Store」、Androidの場合は「Google Play」からダウンロードできます。

オンラインセミナー終了後、アーカイブ配信(見逃し配信)も実施します。
詳しくはお申し込み後にご案内します。

<セミナーに関するご留意事項>

※登録フォームにてご記入いただいた個人情報(「お問い合わせの対応」、「本サイトの情報提供」、「ユーザ協会・共催組織並びに講師等セミナー協力組織からの各種連絡、情報提供」)に使うことがあります。これらについては、お申し込みされた方ご本人に同意をいただいたものとして取り扱わせていただきます。

また本セミナーはインターネットで開催されるオンラインセミナーです。「Zoom」のアプリを使用します。

- ・通信料を消費します。スマートフォンの場合Wi-Fi環境でのご視聴を推奨いたします。充電にもご注意ください。
- ・本セミナーの受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者の責任と費用で用意、操作するものといたします。
- ・以下の項目に基づく損害について、(公財)日本電信電話ユーザ協会は一切責任を負いません。
 - (1) 受講者が利用する機器もしくはソフトウェアなどのスペック、設定の不備または故障等により、本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。
 - (2) 受講者が利用するネットワークの品質、状況等により本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。
- ・インターネット環境等に関する相談、問い合わせ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめ、ご承知お祈りします。

お問い合わせ

(公財)日本電信電話ユーザ協会岡山支部(益永)

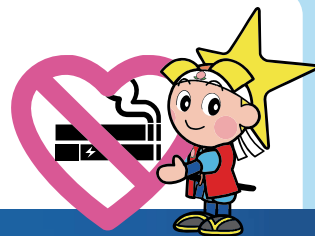
〒700-0821 岡山市北区中山下2-1-90

NTT岡山支店ビル内

TEL:086-201-1181 mail:okauser@jtua.or.jp

企業・団体
の皆様

従業員・被保険者の
禁煙を支援しませんか？



岡山県

禁煙治療費助成事業支援金

実施期間 令和3年度～令和5年度

令和3年4月1日以降に、従業員・被保険者に対する禁煙治療費助成を導入する企業・団体や保険者に対し、その費用の一部を支援します。

(支援期間は最長2年度)

1 支援金の交付対象者

次の要件をすべて満たす企業・団体（被用者保険組合を含む。国、地方公共団体を除く。）

- ① 令和3年4月1日以降に、新たに従業員・職員（被用者保険組合の被保険者を含む。）に対する禁煙治療費助成事業を導入すること
- ② 県内に事業所等を有すること
- ③ 岡山県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと

2 支援金の対象となる禁煙治療費助成事業

禁煙外来において標準禁煙治療プログラムによる禁煙治療を受け、5回目の診察を終了した従業員等に対する次の費用への助成

- 禁煙外来の治療費
- 医師の処方に基づく禁煙補助薬の購入費
(医師の指導に基づく場合はニコチンガムの購入費も含む。)

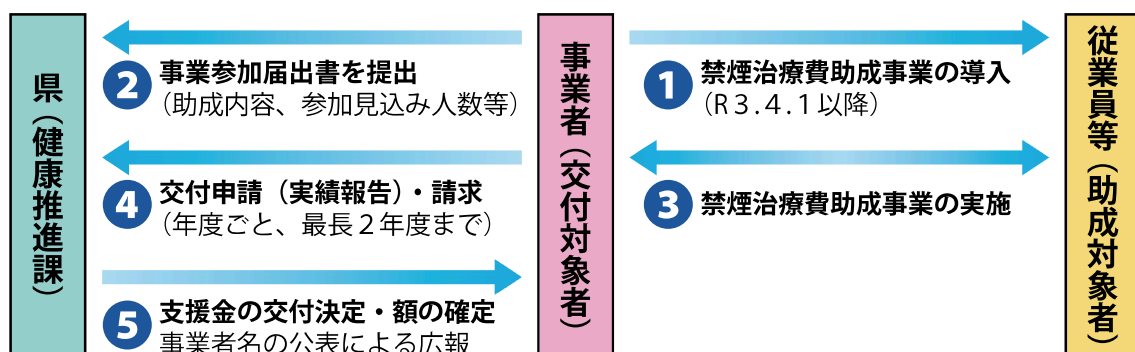


3 支援額

企業・団体が行った助成金の合計額に **2分の1** を乗じて得た額
(助成対象者一人あたり、上限1万円)

4 事業の流れ

まずは、従業員等への助成事業を開始して、
事業参加届出を！



禁煙外来って？

禁煙外来は、たばこをやめたい人のために設けられた専門外来です。

喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行います。

一定の基準を満たす場合は、健康保険が適用されます。

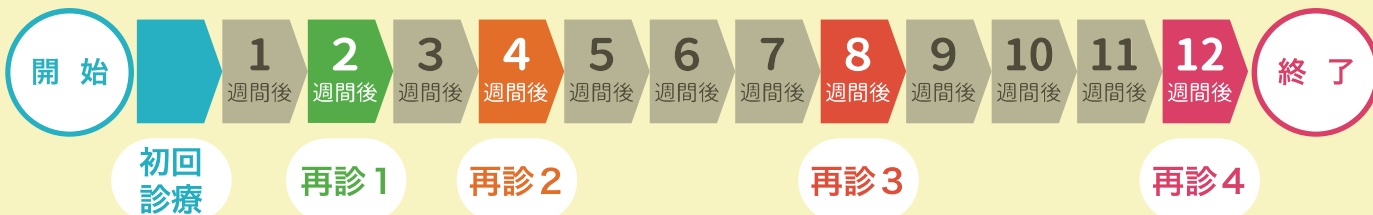


e-ヘルスネット（厚生労働省）

保険適用の要件や禁煙治療の内容、禁煙治療に保険が使える医療機関情報はこちらから

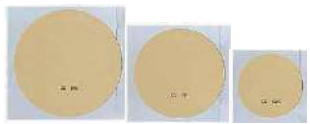


標準禁煙治療のスケジュール



禁煙の薬ってどんなくすり？

禁煙のための補助薬であるニコチンパッチ、ニコチンガムまたはバレニクリンが使えます。これらの薬は禁煙後の離脱症状をおさえ、禁煙を助けてくれます。バレニクリンは喫煙による満足感もおさえます。ニコチンパッチ、ニコチンガムを使うと禁煙の成功率が各々約1.7倍、1.4倍、バレニクリンを使うと約2.3倍高まります。

ニコチンパッチ*	ニコチンガム	バレニクリン
 - 健康保険が使えます。 - ニコチンを皮膚から吸収させる貼り薬です。 - 毎日1枚皮膚に貼り、離脱症状を抑制します。 - 禁煙開始日から使用し、8週間の使用期間を目安に貼り薬のサイズが大きいものから小さいものに切り替えて使用します。 - 高用量の剤形は医療用のみです。	 - 薬局薬店で購入します。 - 口の中の粘膜からニコチンを吸収させるガム剤です。 - タバコを吸いたくなった時に、1回1個をゆっくり間をおきながらかみ、離脱症状を抑制します。 - 禁煙開始日から使用し、12週間の使用期間を目安に使用個数を減らしていきます。	 - 健康保険が使えます。 - ニコチンを含まない飲み薬です。 - 禁煙時の離脱症状だけでなく、喫煙による満足感も抑制します。 - 禁煙を開始する1週間前から飲み始め、12週間服用します。

*一般用医薬品にもニコチンパッチがありますが、ここでは医療用のニコチンパッチについて説明しています。

出典：禁煙治療の標準手順書第7版

提出・お問い合わせ先

● 岡山県保健福祉部
健康推進課健康づくり班

● 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

● 電話番号：086-226-7328

● E-mail：kensui@pref.okayama.lg.jp



制度の詳細や交付要綱、申請書等の様式は県ホームページからダウンロードしてください。
(難しい場合は郵送しますので、お問合せ先までご連絡ください)

